

社会保障部会に報告書案

厚労省

厚生労働省は22日の社会保険審議会(厚労相の諮問機関)の部会に、2023年度の生活保護基準見直しを向けて報告書案を示しました。地域の生活様式や物価差などを虑じて生活保護支給水準(生活扶助基準額)に差をつけた「級地」を、現在の6区分から3区分に統合する方向をにじませました。ただ、委員から強い異論が出た経過もあり部会として結論は出しません。

級地の3区分への統合は支給水準の引き下げにつながる危険があります。

級地は、支給水準が高い順に1～3級地まであり、さらにその地域が

生活保護基準 区分統合にじませる

「1級地」「2級地」のふじくつ結果は導かれます。級地は自治体単位で決められ、住民税の非課税率も、見直しは市民生活に大きな影響を与えます。

生活保護を利用している1,62万世帯のうち7割超は支給水準が高い級地の地域に住んでいます。(21年7月末時点)。反に枝番廃止後の支給水準が各級地の平均値になると、7割の世帯で支給水準が下がることになります。

厚労省は昨年の部会に、民間調査機関の分析結果をもとに級地の枝番を廃止し3区分とする案を提出。1回の審議では結論を出します。委員からは「民間シンクタンクの記述をそのまま報告書に入れていいのか」「3区分にした場合の基準額への影響を検証すべき」といった批判が相次いだため、表現された」との意見が述べられました。

しかし、その後も今年4月の「生活保護に関する国と地方の実務者協議」の取りまとめが、都市部と郡部で生計費に大きな差はないべく、「枝番を廃止する方向性」が「枝番廃止」として既定路線のようになっていました。

22日の部会の報告書案は改めて、3区分とするとして、すべての級地間で有意な差が生じるという民間調査機関などの分析結果を紹介しています。委員からは「民間シンクタンクの記述をそのまま報告書に入れていいのか」「3区分にした場合の基準額への影響を検証すべき」といった批判が相次いだため、表現された」との意見が述べられました。